

適用法令等 (主管課名)	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根 拠 条 文	備 考
長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例 (都市・まちづくり課) 1 (27)	全域	建設事務所長 (委 任)	許 可 建設事務所 (維持管理課)	(行為の制限) 面積が 3,000 m ² 以上又は高さが 5 m以上の土砂等の盛土等	条 8	「土砂等」 土砂及び土砂に混入し、又は付着している物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物を除く）をいう。 「盛土等」 盛土、土地の埋め立てその他土砂等の堆積を行う行為をいう。
1 (28) 都市計画法 (都市・まちづくり課)	市街化区域 (法 7①)	建設事務所長 (委任) 長野市長 松本市長	許 可 市町村 ↓ 建設事務所 (建築担当課)	(行為の制限) 面積が 1,000 m ² 以上の開発行為 建築行為	法 29① 令 19 法 42	「開発行為」 主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。
	市街化調整区域 (法 7①)	知 事 長野市長 松本市長	許 可 市町村 ↓ 建設事務所 (建築担当課) ↓ 都市・まちづくり課	(行為の制限) 開発行為 建築行為	法 29① 法 42 法 43	「特定工作物」 1 第一種特定工作物 (1) コンクリートプラント (2) アスファルトプラント (3) クラッシャープラント (4) 危険物貯蔵処理工作物等
	市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域 (法 5) 準都市計画区域 (法 5 の 2)	面積が 40,000 m ² を超える開発行為 知 事 長野市長 松本市長	許 可 市町村 ↓ 建設事務所 (建築担当課) ↓ 都市・まちづくり課	(行為の制限) 面積 3,000 m ² 以上の開発行為 建築行為	法 29① 令 19 法 42	2 第二種特定工作物 (1) ゴルフコース (2) 野球場等の運動、レジャー施設等で 1ha 以上のもの (3) 墓園で 1ha 以上のもの 「建築行為」 開発許可を受けた開発区域内において、当該開発許可に係る予定建築物等以外の建築物等の新築、改築、用途変更を行う場合をいう。

適用法令等(主管課名)	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根 拠 条 文	備 考
1 (28) 都市計画法 (都市・まちづくり課)		知事許可以外 建設事務所長 (委 任) 長野市長 松本市長	許 可 市町村 長野市 ↓ 松本市 建設事務所 (建築担当課)			
	都市計画区域及び準都市 計画区域外の区域	面積が 40,000 m ² を越え る開発行為 知 事 長野市長 松本市長	許 可 市町村 長野市 ↓ 松本市 建設事務所 (建築担当課) ↓ 都市・まちづくり課	(行為の制限) 面積 10,000 m ² 以上の開発行為 建築行為	法 29② 令 22 の 2 法 42	
		知事許可以外 建設事務所長 (委 任) 長野市長 松本市長	許 可 市町村 長野市 ↓ 松本市 建設事務所 (建築担当課)			
	市街地開発事業等予定区 域に関する都市計画にお いて定められた区域 (法 12 の 2②)	知 事 又は市長	許 可 市 町 村 ↓ 建設事務所 (維持管理課) ↓ 都市・まちづくり課	(行為の制限) 区域内の土地における次の行為 1 土地の形質の変更 建築物の建築その他工作物の建設	法 52 の 2 (適用除外) 法 52 の 2 ただし書 令 36 の 2	現在、県内には、定めら れた区域はない。
	1 都市計画施設の区域 (法 11①各号) 2 市街地開発事業の施行 区域 (法 12①各号)	市町村長	許 可 市 町 村	(行為の制限) 建築物の建築	法 53 (適用除外) 法 53 ただし書 令 37	
	都市計画事業(土地区画 整理事業及び市街地再開 発事業を除く。)の許可 又は承認を受けた土地の 区域 (法 65①)	市町村長	許 可 市 町 村	(行為の制限) 都市計画事業の施行の障害となるおそれのある次の行 為 1 土地の形質の変更 2 建築物の建築その他工作物の建設 3 重量が 5 t を超える物件の設置又は堆積 (容易に分割され、分割された各部分の重量がそれ ぞれ 5 t 以下となるものを除く。)	法 65 令 40	

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根 拠 条 文	備 考
1 2 8 都市計画法 (都市・まちづくり課)	風致地区 (都市計画法9②)	市町村長	許 可 市 町 村 (国、県、市町村、公共的団体が行為を行う場合は、許可にかえて協議)	(行為の制限) 地区内における次の行為 1 建築物の建築その他工作物の建設 2 建築物その他の工作物の色彩の変更 3 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 4 水面の埋立て又は干拓 5 木竹の伐採 6 土石の類の採取 7 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）の堆積	法58 令3 市町村が定める条例	風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令 該当市町村 長野市 松本市 大町市 軽井沢町 御代田町 坂城町 信濃町 山ノ内町
1 2 9 土地区画整理法 (都市・まちづくり課)	土地区画整理事業を施行する土地の区域 (法2④)	市町村長	許 可 市 町 村	(行為の制限) 土地区画整理事業の施行の障害となるおそれのある次の行為 1 土地の形質の変更 2 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 3 重量5tを超える物件の設置又は堆積 (容易に分割され、分割された各部分の重量がそれぞれ5t以下となるものを除く。)	法76 令70	施行の認可の公告（個人施行）、設立認可の公告（組合施行）、事業計画の決定の公告（公共団体施行）及び施行地区を変更した場合の事業計画の変更の公告があった日後、換地処分公告がある日までの間
1 3 0 駐車場法 (都市・まちづくり課)	都市計画区域 (都市計画法4②)	市町村長	届 出 市 町 村	(行為の制限) 自動車の駐車のために供する面積が500㎡以上の路外駐車場で、駐車料金を徴収するものの設置	法12 令6	